政令第八十四号

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二人」を「三人」に改める。

第六条第一項中「参事官二人」を「参事官一人」に改める。

附則第二条中「附則第七条」を「附則第八条」に改める。

附則中第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

（審議官の設置期間の特例）

第四条　第五条第一項の審議官のうち一人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十五号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十五条」に改める。

第二条の見出しを「（政策立案総括審議官、食品衛生・技術審議官及び審議官）」に改め、同条第一項中「一人」の下に「、食品衛生・技術審議官一人」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　食品衛生・技術審議官は、命を受けて、食品等（消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項第四号の二に規定する食品等をいう。以下この項、第十一条及び第十四条第二号において同じ。）及び洗浄剤（同法第四条第一項第四号の二に規定する洗浄剤をいう。以下この項及び第十一条において同じ。）の衛生に関する規格又は基準の策定並びに消費者庁の所掌事務（食品等及び洗浄剤の衛生に関する規格又は基準の策定に関する事務を除く。）に関する技術（専門的知見を活用する必要があるものに限る。）に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第三条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第四条中「九課」を「十課」に、「消費者安全課」を「消費者安全課　食品衛生基準審査課」に、「食品表示企画課」を「食品表示課」に改める。

第六条第十一号中「（平成二十一年法律第四十八号）」を削る。

第十条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　消費者庁の所掌事務に係る食品の安全性の確保に関する政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

第十四条を第十五条とする。

第十三条（見出しを含む。）中「食品表示企画課」を「食品表示課」に改め、同条第一号中「食品衛生法」の下に「（昭和二十二年法律第二百三十三号）」を加え、「（表示対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第五号中「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の下に「（平成二十一年法律第二十六号）」を、「産地の伝達」の下に「（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。）」を加え、「（表示対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第六号とし、同条第四号中「食品表示法」の下に「（平成二十五年法律第七十号）」を加え、「（表示対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「日本農林規格等に関する法律」の下に「（昭和二十五年法律第百七十五号）」を加え、「（表示対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　食品衛生法第二十条（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた食品等の取締りに関すること。

第十三条を第十四条とする。

第十二条中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、第九号及び第十号を削り、同条を第十三条とする。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（食品衛生基準審査課の所掌事務）

第十一条　食品衛生基準審査課は、食品等及び洗浄剤の衛生に関する規格又は基準に関する事務をつかさどる。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

食品衛生基準審議会令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十六号

食品衛生基準審議会令

内閣は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第五条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条　食品衛生基準審議会（以下「審議会」という。）は、委員十五人以内で組織する。

2　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条　委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。